

ベアテ・シロタ草案の背景と憲法研究会草案 —日本国憲法第3章人権条項の制定過程（第2報）—

草野篤子, 中西 央*, 小野瀬裕子**

(信州大学教育学部, * 茅野市立永明中学校, ** 竹早教員保育士養成所)

原稿受付平成10年4月6日; 原稿受理平成11年9月16日

The Background of Beate Shirota's Draft and Constitutional Research Group —The Formation Process of the Human Rights Articles in the Third Chapter of the Constitution of Japan (Part 2)—

Atsuko KUSANO, Haruka NAKANISHI* and Hiroko ONOSE**

Faculty of Education, Shinshu University, Nagano 380-8544

** Eimei Junior High School, Chino 391-0001*

*** Takehaya Teacher and Nurse Training School, Bunkyo-ku, Tokyo 112-0002*

The purpose of this paper is to examine the foresight and the limitation of the human rights articles that Beate Shirota drafted in the third chapter of the Constitution of Japan. We investigated the hoped-for results for which Beate Shirota drafted the articles. We studied the related GHQ documents, postwar literature, interviews with Beate Shirota and her autobiography. And we investigated the draft constitution by the Constitutional Research Group, because the Group as well as Beate Shirota had studied the same models before they prepared their draft. The models were the Constitution of their chosen countries. We found three points as the foresight: I. to grant "equality in the family ... of men and women"; II. (1) to provide "protection of motherhood," (2) "abolition of discrimination against illegitimate children," (3) "equality of both sexes in work chances and remuneration"; III. to provide "rights for children." We found two limitations. First, as pointed out by Beate Shirota herself, is the fact that her draft did not provide social welfare for elderly people. Second is the absence of provision of homes as a human right.

(Received April 6, 1998; Accepted in revised form September 16, 1999)

Keywords: Beate Shirota's draft ベアテ・シロタ草案, the Constitutional Research Group 憲法研究会, the Constitution of Japan 日本国憲法, the human rights articles 人権条項, equality of men and women 男女平等, the equal opportunity in education 教育の機会の平等.

1. 緒 言

1945年8月14日のポツダム宣言の受諾により、第二次世界大戦後の日本は民主主義国となることになり、大日本帝国憲法は新しい日本国憲法に改正されることとなった。田中(1979)によれば、戦後の日本を統治していた連合軍最高司令官総司令部(General Headquarters: GHQと記す)のマッカーサーは、当初は日本側の自主的改憲に期待していたが、日本側の改正案がきわめて保守的であることを知ると、日本側の案の修正に時間をかけるよりも、連合軍側が受諾しうる基本的な諸原則を含むモデル憲法を提供することが最も

効果的だと考えた。人権に関しては、1946年1月11日、マッカーサー(Douglas MacArthur)に送付された米国SWNCC-228「日本統治体制の改革」で「日本臣民及び日本の統治権の及ぶ範囲内にあるすべての人に対し、基本的人権を保障すること」という包括的な指針が提示されている。1946年2月、マッカーサーは、マッカーサー・ノートとよばれる3原則以外のモデル憲法作成に関して、ホイットニー(Courtney Whitney)民政局長に全権を託した。モデル憲法の作成には、GHQの民生局スタッフがあたり、憲法草案(GHQ第一次案)を作成した。

筆者等は、中西等(1998)により、日本国憲法第3章人権条項のうち、第24条「家庭における男女平等」と第26条「教育の機会の平等」のモデルとなった、GHQ第一次案を起草したベアテ・シロタ(Beate Shirota: 以後ベアテと略記)の起草条項(ベアテ草案)が日本国憲法に至る経緯を系統的に把握した。ベアテ草案には、その先進性が認められるにもかかわらず、度重なる審議・修正の結果、条文に至らなかったものもある。GHQ第一次案においては、人権条項についてマッカーサー・ノートには触れられておらず、基本的にその発想は起草者の手に委ねられており、内容の善し悪しは起草者の力量によるものであった。つまり、人権条項の源泉は、起草メンバーの人的資源にあったといえる。マッカーサー草案発表以前・以後を含め、日本国内の諸々の政党や知識集団から憲法草案が発表されていたとはいえ、あくまで総司令部(マッカーサー草案)が基盤となって、日本国憲法が制定されたという事実を踏まえると、起草者という人的資源の問題はきわめて重要であったといえる。

そこで本研究では、ベアテ草案の背景を整理し考察を加え、またベアテが参考にした諸外国憲法の条文との比較考察、同じ諸外国憲法を参考にした憲法研究会の草案との比較考察によって、ベアテ草案(GHQ第一次案)の先進的な部分と限界の双方の具体的な指摘を試みることにする。

2. 研究方法および資料

まず、ベアテ自身の生い立ちや経験をベアテのインタビュー記事や自伝、先行文献によって整理し、草案作成の背景を考察してベアテ起草条項の淵源を見いだした。ベアテの経歴とベアテ草案作成の背景については、ベアテ自身の自伝(1995)をはじめ、ベアテが初めて起草の事実を明かしたPharr, S. J. (1992)の論文、1996年5月に来日した際の講演会やインタビューによる雑誌記事や資料に基づいて考察をした。また、GHQ内部の動きや情報、GHQ草案作成については、高柳等(1972, I)の原文と翻訳を参照した。

次にベアテが参考にした諸外国憲法の条文とベアテ草案を比較することで、ベアテが草案に盛り込んだ内容を考察した。ベアテ草案が参考にした諸外国憲法の条文に関しては、大石(1956)を資料として用いて、比較し考察を加えた。また、ベアテが憲法草案を起草する約2カ月前に同じ諸外国憲法を参考にして作られた憲法研究会の草案と比較して考察を加えた。日本の

民間憲法改正案については佐藤(1964)の、憲法研究会についてはメンバーの一人であった鈴木(1967)の各文献を資料として、ベアテ草案との比較を行った。以上によって、ベアテ草案の先進性と限界を見いだすことを試みた。

3. 結果と考察

(1) ベアテ草案作成の状況

GHQ内のモデル憲法作成(GHQ第一次案)にあたって、1946年2月3日、ホイットニーはケーディス陸軍中佐(Charles L. Kades)、ハッシー海軍中佐(Alfred R. Hussey)、ラウエル陸軍中佐(Milo E. Rowell)の三人により構成された運営委員会に指示を与え、民政局の局員を七つの委員会(立法権、人権、司法権、行政権、地方行政、財政、天皇、条約その他諸々の事項)に配属した。局員は割り当ての委員会で起草を担当し、問題が生じれば、運営委員会と自由に討論できることになった。翌2月4日、民政局員は召集され、2月12日までにモデル憲法を完成させるよう指示された。高柳等(1972, I, 105)によれば、起草の際に注意すべきこととして、人権条項に関する自由討議でとりあげられた内容は以下の事項である。

2. 憲法草案には、細かな点を徒らに多く書き込むべきではないが、国民の基本権を護るために必要だと考えられる場合には、[権力に対する]制約をはっきりとした形で規定すべきである。
4. 新しい憲法は、おそらくは、憲法上の権利について単一の基本定義のないイギリスほど流動的であってはならないだろうが、フランスほど綿密なものであってもいけないだろう。新しい憲法を起草するにあたっては、主権を完全に国民の手に与えるということを強調すべきである。天皇の役割は、社交的君主の役割のみとされるべきである。
5. 国連憲章に明示的に言及する必要はないが、国連憲章の諸原則は、我々が憲法を起草するに当たって念頭におかれるべきである。

人権条項の担当は民俗学者のピーター・K・ロウスト陸軍中佐(Pieter K. Roest)を責任者に日本経済学者のハーリー・E・ワイルズ博士(Harry E. Wildes)とベアテの三人であった。

ベアテは、自分の担当する「女性の権利」と「教育の自由」の条項を起草する際にソビエト社会主義共和国同盟憲法やドイツのワイマール憲法、アメリカ合衆国憲法、フィンランド憲法等を参考にしたと語ってい

ベアテ・シロタ草案の背景と憲法研究会草案

る(1995)。ベアテは諸外国憲法から、女性の権利、教育の自由、労働者の権利等巧みに引用しながら、「女性と子供が幸せになるため」の条文を起草した。ベアテが参考にしたと語っている諸外国憲法の条文を表1に整理した。

後で論じるが、ベアテ等が起草したGHQ草案と日本の私的グループ憲法研究会の憲法改正要綱との近似性が認められるが、ベアテは憲法研究会の草案を参考にした覚えはないと語っている。また、戦後日本の婦人解放とともに再燃した婦人運動の影響も考えられるが、Pharr(1992)によれば、起草の時点でベアテとの接触はなかった。

ベアテを中心とした人権条項起草小委員会の動きを以下にまとめる。

2月4日：都内12カ所の図書館で手本になる諸外国憲法を収集する。

2月5日：ソビエト憲法とワイマール憲法に夢中になる。抜き書きしたものを整理し女性の権利に関するものを事柄別に分ける。午後から草案の起草を始める。

2月6日：女性の権利と教育を受ける権利の条項を書き上げる。

2月7日：各国の憲法を読みなおし、女性の権利で見落としている事柄がないか何度も確認しながら、ロウストとワイルズが書き終わるのを待つ。

2月8日：最初の総則を受け持つロウストの部分未完成のまま、運営委員会へ提出(GHQ第一次案)。運営委員会がベアテの書いた条項をチェックし始めたのは夕方、作業は9日午前中まで持ち越される。

2月9日：条文の再検討。冗長な文案を手直しするよう命じられる(GHQ第二次案、マッカーサー草案)。

2月10日：マッカーサーにマッカーサー草案が提出される。

2月12日：運営委員会の最終検討を経て、完全な92条の草案が完成。人権条項は第一次案で41カ条あったものがマッカーサー草案では31カ条にまで削減される。

2月13日：GHQは日本側との会談で、日本案が受諾しがたいことを告げるとともにモデル憲法としてマッカーサー草案を提示した。

2月22日：幣原首相はGHQ案の受入れを閣議決定して、新たな日本案を作成する方向へと向かう。

マッカーサー草案をもとにしたGHQと日本政府の折衝の際にベアテは通訳として参加している。佐藤(1994)によれば、現行憲法第24条に関しては、GHQ

が日本側に、通訳として活躍しているベアテが起草したという事実を示し通すことを促した結果、条文として残ったといえる。以後、日本国憲法に至る経緯と、ベアテが起草した第一次案の条項と文言がどのように推移したかについては、中西等(1998)が論じているので参照されたい。

(2) ベアテの経歴と起草条項の淵源

日本国憲法の第3章人権条項に、第24条「家庭における男女平等」や第26条「教育の機会の平等」の元となるGHQ第一次案を起草したベアテとは、どのような人物であったのか。また、これらの条項を起草した淵源を考察する。

GHQ第一次案の起草に携わった唯一の女性であるベアテ・シロタ(当時)は、ベアテ(1995)によれば、リストの再来といわれたロシアのピアニスト、レオ・シロタと、オーギュスティヌの間に1923年ロシア系ユダヤ人としてウィーンで生まれた。5歳の時に、山田耕筈の招待により東京音楽学校(現東京芸術大学音楽学部の前身)に赴任することになった父親レオ・シロタと共に来日。以後、1939年にアメリカ、カリフォルニアにあるミルズ・カレッジへ入学するまでの10年間を日本で暮らした。1945年12月24日、ベアテは連合軍総司令部(GHQ)民間人要員の一人として再来日した。最初、所属した政党課では、日本民主政治の根本となる政党の調査と、民政局が全力を挙げて推進していた公職追放の調査などをしていていたが、1946年2月4日民政局長ホイットニーから憲法草案者として任命されたのである。

ベアテが起草した条文、つまり民主的な近代家族の生成に寄与した女性の権利保障と教育の自由が明文化された淵源として以下5点を見いだすことができる。

① 母親からの影響、② 10年間の在日経験、③ 米国ミルズ大学での教育、④ 被抑圧民族であるユダヤ人として受けた差別経験、⑤ 被抑圧ジェンダーである女性として受けた差別経験。

第一に、母親の影響としては、母親オーギュスティヌがベアテの語学の才能を見抜きその教育を選択して行ったことと、母親自身が日本女性の立場に関心を持っていたことである。ベアテは、日本語をはじめドイツ語、フランス語、英語、ロシア語、ラテン語の6カ国語を巧みに操ることができた。これらの6カ国語を駆使して各国の憲法を読み、憲法起草の際の参考にすることができた。また、母親オーギュスティヌは、日本女性の立場に関心を持っており、1936年に

表1. ベアテ・シロタと憲法研究会が参考にした諸外国憲法の条文

諸外国憲法	条項	条 文	ベアテ 草案	憲法研 究会
	118条	ソ同盟の市民は、労働の権利即ち労働の量及び質に相当する支払を保障された仕事を得る権利を有する		12
	119条	ソ同盟の市民は、休息の権利を有する。休息の権利は、労働者及び職員のために、8時間労働日を制定し、かつ困難な労働条件を有する多くの職業のために、労働日を7時間ないし6時間に、かつ特別に困難な労働条件を有する職場においては、4時間に短縮することによって保障され、さらに労働者及び職員に対して、年次有給休暇を設定し、かつ勤労者に対する奉仕のために、広く行き渡った療養所、休息の家、及びクラブを供与することによって、保障される。		14
	120条	ソ同盟の市民は、老齢、並びに疾病及び労働能力の喪失の場合に、物質的保障を受ける権利を有する。この権利は、国家の負担による労働者及び職員の社会保険の広汎な発展、勤労者に対する医療の無料提供、並びに勤労者の利用に供せられる広く行きわたった療養地網の供与によって保障される	第24条 第29条	15
ソビエト社会主義共和国同盟憲法 (1936)	121条	ソ同盟の市民は教育を受ける権利を有する。この権利は7年の普通義務教育、中等教育の広汎な発達、中等及び高等教育を含めたあらゆる種類の教育の無料制、高等の学校における優秀な学生に対する国家的給費の制度、学校における母語による授業、並びに工場、国営農場、機械トラクター配給所及びコルホーズにおける勤労者に対する生産、技術及び農業の無償教育組織によって保障される	第21条	
	122条	ソ同盟における女子は、経済的、国家的、文化的及び社会的・政治的生活のすべての分野において、男子と平等の権利を与えられる。これらの女子の権利を実現する可能性は、女子に労働、労働賃金、休息、社会保険及び教育に対する男子と平等の権利が与えられること、母及び子の利益が国家的に保護されること、多児の母及び独身の母の国家的扶助、妊娠時に女子に有給休暇が与えられること、広汎な産院、託児所及び幼稚園網の提供によって保障される	第19条 第26条	16
	123条	ソ同盟の市民の権利の平等は、その民族及び人種の如何を問わず、経済的、国家的、文化的及び社会的・政治的生活のすべての分野に亘って不変の法則である。市民の人種的又は民族的所屬からする、如何なる直接もしくは間接の権利の制限も、または反対に、直接もしくは間接の特権の設定も、並びに人種的もしくは民族的排他性、または憎悪及び軽蔑の宣伝も、法律によって処罰せられる	第6条	6 17
	109(1)	すべてのドイツ人は、法律の前に平等である	第6条	6
	109(2)	男子及び女子は、原則として同一の公民権を有し、公民としての義務を負う	第26条	16
	109(3)	出生または門地による公法上の特権及び不利益な取扱は、廃止されるものとする。貴族の称号は氏名の一部としてのみ通用し、かつ、今後これを授与することは許されない。称号は、官職または職業を表示するときのみ、これを授与することが許されるが、学位はこれによって影響を受けない。勲章及び榮譽記章は、これを国が授与することは許されない。	第6条	6 7
ワイマール憲法(独) (1919)	119(1)	婚姻は、家族生活及び国民の維持・増殖の基礎として、憲法の特別の保護を受ける。婚姻は両性の同権を基礎とする	第18条	
	119(2)	家族の清潔維持、健全化及び社会的助長は、国及び市町村の任務である。子供の多い家庭は、これを埋め合わせる配慮を求める権利を有する	第18条 第24条	
	119(3)	母性は、国の保護及び配慮を求める権利を有する	第19条	
	120条	子を教育して、肉体的、精神的及び社会的に有能にすることは、両親の最高の義務であり、かつ自然の権利であって、その実行については、国家共同社会がこれを監督する	第21条	

ベアテ・シロタ草案の背景と憲法研究会草案

表 1. (つづき)

諸外国憲法	条項	条 文	ベアテ 草案	憲法研 究会
	121条	嫡出でない子に対して、立法により、その肉体的、精神的及び社会的成長につき、嫡出子に対すると同一の条件が作られなければならない	第19条	
	122条	少年は酷使されないように、並びに道徳的、精神的または肉体的に放任されることのないように、これを保護するものとする。国及び市町村は、それに必要な処置をとらなければならない	第25条	
	142条	芸術、学問及びその教授は自由である。国は、これらに保護を与え、その奨励に参与する	第33条	8
ワイマール 憲法 (独)	148条	すべての学校においては、ドイツ民族性と国際協調の精神において、道徳的教養、公民としての志操、人格及び職業的能力の(開発)が目指されるものとする	第21条	
(1919)	161条	健康及び労働能力を維持し、母性を保護し、かつ、老齢、虚弱及び、生活の転変に備えるために、ライヒは被保険者の適切な協力のもとに、包括的保険制度を設ける	第29条	15
	163(1)	ドイツ人は、その人身の自由を損なうことなく、その精神的及び肉体的な力を、全体の福祉が要求するように、活用する道徳的義務を有する		11
	163(2)	ドイツ人には、経済的労働によってその生活の糧を得る可能性が与えられるべきである。適当な労働の機会が与えられない者に対しては、その限度においてその者に必要な生計のための配慮がなされる		12 15
(1791) アメリカ合 衆国憲法	追加修 正1条	連邦議会は、国教公認し、宗教的行事の自由な執行を禁止し、言論及び出版の自由又は人民が平穩に集会した苦痛の救済を政府に請願する権利を剥奪制限する法律を制定することができない		10
(1920)	追加修 正19条	合衆国市民の投票権は、性の故をもって、合衆国により或いは各州によって、拒否され又は制限されてはならない		16
フィンランド 憲法 (1922)	養子縁 組法	養子を迎える場合は、配偶者のある者は、婚姻関係が継続している限り配偶者との合意において決定しなければならない	第20条	

憲法研究会草案は、最終案を参照し、条数が付けられていないので第1章からの通し番号とした。出典：大石(1956)、高田と初宿(1997)。

ヨーロッパに行った際に、日本女性について講演している。ベアテが母親から、農家の娘が凶作になるとお金で身売りさせられる話や、離婚の権利が男性にしかない、女性には選挙権がない、等のことを聞かされていたことが、日本女性の立場を改善しようと条文にさまざまな女性の権利を規定する原動力となったといえる。

第二に、5歳の時に来日してから15歳でミルズ大学に単身留学するまでの10年間を、日本で過ごしていることである。日本の女性のようにすを実際に目にしたり、梅原龍三郎の紹介で8年間お手伝いをした小柴美代から聞いた話等で、ベアテは日本社会の下層部に至るまで詳しく、GHQ起草メンバーの中で最も日本の事情に精通していたといえる。だからこそ日本の実情を考慮した詳細な条項を規定することができたと考

えられる。

第三に、単身渡米して学んだミルズ大学での教育方針である。ミルズ大学は、カリフォルニアの女子大学で、女性の学長は、女性が教育を受け社会に還元する必要性を語り、経済力を持ち自由に男性に頼らない自立した女性像を求めていた。この大学でベアテ自身、理想とする女性像を築きあげたと考えられる。

第四に、ベアテ自身が被差別者であったことである。少女時代に通っていたドイツ人学校で、日本にいながらもユダヤ人であるという理由でナチの教師から迫害を受けている。このためアメリカンスクールに転校した経験が実際に差別を受けた者の視点から社会をとらえる目を培わせ、具体的かつ現実味を帯びた条項が起草されることになったのだといえる。

第五に、大学卒業後、ニューヨークで生活をしているときに勤めていたタイム誌で女性という理由で差別を受けたことである。女性には記事を書くことが許されず、補助的事務作業が主であった。この経験から、真に差別される者の痛みや辛さを自分自身のものとして追体験することができ、単に表面的に過ぎない条文ではなく、細部にわたって社会権を規定した条文を起草することができたのだといえよう。

ベアテが起草作業に携わった時の年齢は弱冠22歳であったけれども、ピアニストの父親について世界を渡り歩くなどしてさまざまな異国文化を見て経験して、グローバルな視野で博識になっていた。ベアテが起草した条文は、決して「22歳の女性が起草した」ことを理由に非難することを許さないほどの内容を含むものであった。

(3) 憲法研究会草案との対比

占領下、GHQによってすすめられた日本の政治に関する民主化政策は、1945年10月4日に出された「政治的民事的及び宗教的自由に対する制限の撤廃に関する覚書」によって開始された。この指令により、これまで欽定憲法の下で思想や表現の自由を束縛されていた国民は政治活動を開始し、大日本帝国憲法が改正されるにあたって、自らの手で新憲法を制定しようと活動を展開し始める。佐藤(1964, 733-734)によれば、民間草案は約12あったことが確認できる。中でもGHQや日本政府ではなく、被治者の国民に目を向け、最も早く憲法草案を発表した憲法研究会の活動は、民間団体の中でも注目に値する。

憲法研究会は近衛の憲法改正を断念した岩淵辰雄をはじめ高野岩三郎、森戸辰男、杉森孝次郎、馬場恒吾、室伏高信、鈴木安蔵の7人が集まってつくられた。彼らはソビエト社会主義共和国同盟憲法やドイツのワイマール憲法を模範に、新たに規定されるべき国民の権利義務として、「言論学術芸術宗教の自由」「労働の義務」「労働に対する報酬の権利」「休息権」「老年疾病の際の生活保障」「男女平等の権利」「民族人種差別の禁止」を挙げている。マッカーサー草案の発表以前に、「男女」という言葉を用いて平等を規定した条項が盛り込まれた草案は、憲法研究会の案だけである*1。模

*1 ただし、マッカーサー草案発表後においては、社会党をはじめ、日本共産党が「男女の平等」を、憲法懇話会が「法の下での平等」を、日本弁護士協会の東京弁護士会が「社会政治上経済上の平等」を起草案に明記している。

範とした憲法は、偶然にも後に、憲法研究会の草案を知らないベアテが模範にした憲法と同じであった。ベアテと憲法研究会が参考にした諸外国憲法の条文を表1にまとめて提示する。ベアテ草案の内容で、憲法研究会草案にない内容は、「教育の機会の平等」等の「児童」に関するものであり、この視点は憲法研究会には欠けていた。

鈴木(1967)によれば、憲法研究会において12月11日の段階で、23あった国民の権利義務条項は、最終的には詳細な条文は必要ではなく根本要綱を示せば足りるということから、13にまで削減されている。削除された条項には、「十九、健康及労働能力を維持し産婦を保護しその他の一定年齢以下の労働を禁止するため国家は適切なる施策をなすべし」があり、産婦の保護を条項として取り上げているところに、ベアテが起草した第19条「妊婦及び乳児の保育に当たっている母親は、既婚であると否を問わず、国の保護及びその必要とする公の扶助を受ける(以下略)」との共通性が見いだせるが、どちらも削除されている。

この憲法研究会の憲法改正要綱は、12月26日に首相とGHQに提出され、28日に朝日新聞で発表された。佐藤(1964, 830)によれば、私的グループの私案にすぎないことと、その内容が当時としては革新的すぎて現実の可能性に訴えるものがなかったことから国民への大きな反響はなかったとされる。しかし、GHQの上層部では高く評価されており、記憶にとどめておきたい価値のあるものと考えられるので、以下に国民権利義務の条項を示す。

憲法研究会草案「憲法改正要綱」

国民権利義務(全体の6~18条にあたる)

- 一、国民は法律の前に平等にして出生又は身分に基づく一切の差別は之を廃止す
- 一、爵位勲章其の他の栄典は総て廃止す
- 一、国民の言論学術芸術宗教の自由を妨げる如何なる法令をも発布するを得ず
- 一、国民は拷問を加へらるることなし
- 一、国民は国民請願国民提案及び国民表決の権利を有す
- 一、国民は労働の義務を有す
- 一、国民は労働に従事し其の労働に対して報酬を受くるの権利を有す
- 一、国民は健康にして文化的水準の生活を営む権利を有す
- 一、国民は休息の権利を有す 国家は最高8時間労働

ベアテ・シロタ草案の背景と憲法研究会草案

の実施 勤労者に対する有給休暇制 療養所社交
 教養機関の完備をなすべし

- 一、国民は老年疾病其の他の事情により労働不能に陥りたる場合生活を保障する権利を有す
- 一、男女は公的並びに私的に完全に平等の権利を享有す
- 一、民族人種による差別を禁ず
- 一、国民は民主主義並びに平和思想に基づく人格完成社会道徳確立諸民族との共同に努むるの義務を有す

(カタカナは仮名になおした)

高柳等 (1972, 27-40) によれば, GHQ の憲法草案運営委員であったラウエルは, 民間草案のなかで憲法研究会に最も注目しており, 1946 年 1 月 11 日に提出された「幕僚長に対する覚書—私的グループによる憲法改正草案に対する所見」において, 現行憲法と比べてはるかに実効的, 民主主義的であると高く評価している。しかし, ベアテは憲法研究会の草案を参考にした覚えはないと語っていることから, ラウエルは GHQ 内のモデル憲法起草者に紹介はしなかったようである。ラウエルはこれに先立つ 1945 年 12 月 6 日に「レポート・日本の憲法についての準備的研究と提案」を憲法改正に関する会談を日本政府と行う際の資料として作成している。大日本帝国憲法についての調査結果をまとめ意見を添えたものであるが, 人権に関しては, 憲法研究会が細かく規定していた, 男女平等, 8 時間労働, 生活保障といった社会権についてはふれていなかった。

ケーディス (1993, 34) によれば, GHQ 草案起草には日本側の草案が最も役に立ち, 「進歩党, 自由党, 社会党などが発表した憲法草案の概略, 民間団体や個人が準備したその他の改正草案—たとえば, ラウエルが覚書に記した憲法研究会案, さらに憲法懇談会等—の長所が参考」にされたと記されている。

憲法研究会とベアテの交流は皆無であったにもかかわらず, 条文に共通性が見いだせるのは, 参考にした諸外国憲法が同じであったからと考えられる。ベアテ草案と憲法研究会案との条文の共通性を表 2 に示す。両者は通底する民主主義思想の下で, ソビエト憲法やワイマール憲法といった手厚い社会保障が規定された憲法を模範に, 戦後ポツダム宣言に則した国民主権の民主主義に基づく新生日本を実現するにふさわしい憲法を起草した。鈴木 (1967, 295) は, 「マッカーサー草案は, 人身の自由等についての保障規定の点におい

ては, 我々の草案とは比すべくもなくすぐれたものであるけれども, いわゆる社会的根本権の規定においては, 我々の草案の見地には, はるか及ばない」と後に記している。しかし, 実際には, 憲法研究会の活動とは無縁のベアテが憲法研究会案と非常に類似した社会的根本権を起草しており, しかもそのルーツに共通性を見いだすことができた。ベアテが起草した社会的根本権の条項の多くはマッカーサー草案の起草過程で削除されてしまっていたため, 鈴木がこのように感じたのも無理はない。

両者の草案の軌跡をたどると, ベアテの起草した第 24 条 (家庭における男女平等) や第 26 条 (教育の機会の平等) は残り, また憲法研究会の起草した条項はラウエル等に高く評価されて GHQ の上層職員意識の中に取り入れられ, 日本国憲法に引き継がれたと考えられる。また, 憲法研究会草案の一つ「国民は健康にして文化的水準の生活を営む権利を有す」は, 衆議院事務局 (1995, 110-118) によれば, 1946 年 7 月衆議院特別委員会小委員会の芦田委員長が憲法研究会の一員であった森戸辰男委員 (社会党) の意見を取り入れることで, 日本国憲法第 25 条に生かされている。

(4) ベアテ草案の先進性および限界

以上, ベアテ草案の先進性と限界を具体化するため, 草案作成の背景を考察してベアテ起草条項の淵源を見いだした。ベアテが参考にした諸外国憲法と, ベアテが憲法草案を起草する約 2 カ月前に同じ諸外国憲法を参考にして作られた憲法研究会の草案とベアテ草案を比較して考察を加えた。これらを総括して, ベアテ草案の先進性と限界をまとめる。

まず, 先進的部分を 3 点あげる。

第一に, 家庭における男女の平等を規定した第 18 条*², 長子相続の廃止を規定した第 20 条は, 家制度を廃止するだけでなく, 民主的な近代家族の実現を図るため, 家族という私的領域におよんで人権の法的規定を行ったという点で先進的であった。ベアテが参考にしたワイマール憲法 (独) の 119 (1) 条には, 「婚姻は, 家族生活及び国民の維持・増殖の基礎として, 憲法の特別の保護を受ける。婚姻は, 両性の同権を基

*² GHQ 第一次案第 18 条は, 現憲法第 24 条のモデルとなった条文である。通常学説では, 憲法第 24 条を「近代家族を成立させたもの」と位置づけている。辻村 (1993), 中山 (1995) など憲法第 24 条を「近代原理としての個人主義の徹底によって, 近代家族を克服する内容をもちえていた」とする論文もある。

表2. ベアテ草案と憲法研究会草案の共通性

参考にした 外国憲法	GHQ第一次案 (ベアテ草案)	憲法研究会草案
ソビエト憲法 (123条), ワイ マール憲法 (109条)	すべての自然人は、法の前に平等である。人種、信条、性別、カースト又は出身国により、政治的関係、経済的関係、教育の関係及び家族関係において差別がなされることを授権し又は容認してはならない。称号、栄誉、勲章その他の栄典の保有又は賜与は、いかなる特別の特権をも伴ってはならない。また、このような栄典の保有又は賜与は、現に与えられているものであると将来与えられるべきものとを問わず、現にこれを保有し又は将来それを受ける者の一代に限り、その効力を有すものとする (第6条)	国民は法律の前に平等にして出生又は身分に基づく一切の差別は之を廃止す (6) 爵位勲章其の他の栄典を総て廃止す (7) 民族人種による差別を禁ず (17)
ソビエト憲法 (122条), ワイ マール憲法 (109/119条)	家庭は、人類社会の基礎であり、その伝統は、善きにつけ悪しきにつけ国全体に浸透する。それゆえ、婚姻と家庭とは、両性が法律的にも社会的にも平等であることは当然である〔との考え〕に基礎をおき、親の強制ではなく相互の合意に基づき、かつ、男性の支配ではなく〔両性の〕協力に基づくべきことを、ここに定める。これらの原理に反する法律は廃止され、それに代わって、配偶者の選択、財産権、相続、住居の選択、離婚並びに婚姻及び家庭に関するその他の事項を個人の尊厳と両性の本質的平等の見地に立って定める法律が制定されるべきである (第18条) 女子は、公職につく権利を含めてあらゆる職業を選ぶ権利を有し、かつ、同等の仕事に対し男子と同一の給与を受ける (第26条)	男女は公的ならび私的に完全に平等の権利を享有す (16)
ソビエト憲法 (120条), ワイ マール憲法 (161条)	老齢年金、扶養手当、母親援護及び事故・健康・廃疾・失業・生命保険を含む適切な社会保険制度が法律により定められなければならない。その条件及び規定は、少なくとも国際労働局及び国際連合により承認された最適基準に適合するものでなければならない。女子、児童及び恵まれない人々に対しては、特別の保護が与えられなければならない。国民を故意に招いたものでない一切の貧困と放置から保護することは、国民の義務である (第29条)	国民は老年疾病其の他の事情により労働不能に陥りたる場合生活を保障する権利を有す (15)
ソビエト憲法 (122条), ワイ マール憲法 (119/121/122)	妊婦及び乳児の保育に当たっている母親は、既婚であると否とを問わず、国の保護及びその必要とする公の扶助を受ける。嫡出でない子は、法律上不利に扱われてはならない。嫡出でない子は、その身体的、知的及び社会的成長につき嫡出子と同一の権利及び機会が与えられなければならない (第19条)	健康及び労働能力を維持し産婦を保護し其の他一定年齢以下の労働を禁止するために国家は適切なる施策をなすべし (最終案ではカット)
ワイマール憲法 (142条)	知的労働並びに著述家、芸術家、科学者及び発明家の権利は、日本人によると外国人によつてを問わず、法律により保護される (第33条)	国民の言論学術芸術宗教の自由を妨げる如何なる法令をも発布するを得ず (8)

憲法研究会草案は条数が付けられていないので第1章からの通し番号とした。出典：GHQ第一次案 (ベアテ草案) は、犬丸 (1989)、憲法研究会草案は、佐藤 (1964)。

礎とする」として、婚姻における両性の同権を規定しているが、家庭生活全般にわたる規定ではない。この前文には家庭が子供を産み育てる場としての保護が示されている。また、119 (2) は子供の多い家庭の保護、119 (3) は母性保護であることから、子供にかかわることを中心とした両性の同権規定であることがわか

る。ベアテが第18条に規定した条文では、「配偶者の選択、財産権、相続、住居の選択、離婚並びに婚姻及び家庭に関するその他の事項を個人の尊厳と両性の本質的平等の見地に立って」として、家庭生活全般にわたる男女平等規定をしている。1993年にウィーンで開催された世界人権会議では、「女性の権利は人権」

というスローガンのもと、夫からの暴力や父から娘に対する性的虐待などが報告された。そして、女性の人権保障には、公私を区別してはならず、私的領域における人権侵害をなくすことが強調された。原因として、家庭が私的領域であり、今まで法的介入を受けてこなかったことが指摘され、「女性に対する暴力撤廃宣言」が採択されていることから、1945年の段階でベアテが私的領域に踏み入って、家庭生活全般にわたる男女平等を憲法に規定したという事実は、きわめて先進的であったといえる。

第二に、マッカーサー案としては最終的に削除されたのだが、第19条の母性保護と非嫡出子差別の禁止、第26条男女同一価値労働同一賃金は、後に各種の法制化の課題として残ったという点で先進的であったといえる。母性保護は、後に1947年労働基準法によって実現する。非嫡出子差別の禁止については現在、民法改正で問題にあがっている項目の一つである。職業に関しては、労働基準法で男女同一労働同一賃金が規定されたが、ベアテは「同等の仕事」という言葉で、今なお課題になっている男女同一価値労働同一賃金の条文の起草をしていたことに先進性が認められる。参考にしたと考えられるソビエト憲法には労働と労働賃金の男女平等規定があるが、男女同一労働同一賃金まで規定した条文とは読み取れない。

第三に第21条、第24条、第25条で児童の権利をとりあげていることである。ベアテが参考に使っていた欧米諸外国憲法には女性の権利についての記述は多数見られるが、児童の権利に関する記述はわずか一つ、ワイマール憲法第122条にみられる程度である。しかし、ワイマール憲法の視点は「弱者の保護」に対する国家の責務を規定するものであって、子どもを権利の主体者としてとらえているとは言いがたい。その点、ベアテは、子どもを「権利の主体者」としてとらえた起草を行っている点で先進性が認められる。先に考察した憲法研究会草案にも「児童」の視点はなかった。日本国内の諸団体案に「児童」という文字を見つけることはできなかった。日本国憲法が施行されるのとはほぼ時を同じにして、1946年5月5日、「児童憲章」が制定されている。しかし、「子どもの権利条約」が国連で採択されたのは、1989年11月20日のことである。これは、1924年のジュネーブ子ども権利宣言および、1959年に国連で採択された子どもの権利宣言などを想起して採択しているのだが、時代的に「子ども」も大人と同等の「権利の受給者」であることが広

く認識される以前に、子どもの権利のことを規定している点はきわめて先進的であったといえる。

次にベアテの限界としては、2点指摘できる。

第一に、ベアテ自身(1995, 164)当時を振り返って指摘しているように第29条に老齢年金の保障を掲げてはいるものの、社会福祉の視点を高齢者にまで目を向けて起草していない点を指摘することができる。「二十二歳の私には、老人の福祉ということまで考えが及ばなかった。そのころ西欧諸国でも、老人問題はほとんど取り上げられることがなかったからである。今、もう一度私にチャンスが与えられるならば、老人福祉に関する条項を必ず付け加えるだろう」とベアテは述べている。ベアテの著書に、ベアテ自身の祖父母に関する記述は見当たらない。ベアテの若さ、高齢者との関係の希薄さ、今ほど社会的に高齢化が深刻ではなかった時代的背景が原因として考えられる。

第二に、居住の権利の条項がないことである。第18条に「配偶者の選択、財産権、相続、住居の選択、(略)を個人の尊厳と両性の本質的平等の見地に立って定める法律が制定されるべきである」と起草されているが、この条文中の「住居の選択」だけが「住」についての規定である。第29条において詳細に社会権を規定している中に、「一切の貧困と放置から保護することは、国の義務」という文言があり、これを居住の権利と解釈するかどうかであるが、明確には居住権について言及されていない。一方、憲法研究会草案では、「国民は健康にして文化的水準の生活を営む権利を有す」の条文があり、これは衆議院特別委員会で憲法研究会の一員であった森戸辰男の意見が取り入れられたことで、現行憲法第25条にいかされている。これまではこの第25条「健康で文化的な生活を営む権利」を根拠に国民が適切な住まいを求める権利が要求されてきた。1982年に設立された日本住宅会議は「住まいは人権である」ことを宣言している。国際的には、1976年に第1回国連人間居住会議が開催されている。1996年6月、国連主催の国連人間居住会議(HABITAT II)におけるイスタンブール宣言で、岸本(1996)によれば「居住の権利」を基本的人権の一つとして各国政府が合意した。ベアテが起草作業に携わっていた当時、国際的な要求としてはもとより、国内的な状況としても、多くの国民は戦災で焼け出され、住宅に困窮していたものの、「憲法よりめしを!」と、住居よりとにかく食べるものを要求していた時代であった。「居住の権利」が時代的要求としては表面化して

いなかったことを時代的限界として指摘することができる。また、実質的なベアテの生活が、一般大衆よりは良い暮らしであったことも関連していると思われる。

4. 要 約

日本国憲法第3章人権条項のうち、「男女平等」と「教育の機会の平等」を中心としたベアテ草案作成の背景を考察し、ベアテ草案の先進性と限界を見いだした。その結果を以下にまとめる。

(1) ベアテ草案作成の状況

ベアテは、語学力を駆使し、諸外国憲法を参考に引用しながら、女性の権利、教育の平等、労働者の権利等、「女性と子どもが幸せになるため」の条文を作成した。

(2) ベアテの経歴と起草条項の淵源

ベアテが起草した、民主的な近代家族の生成に寄与した女性の権利保障と教育の自由が明文化された条文の淵源として、①母親からの影響、②10年間の在日経験、③米国ミルズ大学での教育、④被抑圧民族であるユダヤ人として受けた差別、⑤被抑圧ジェンダーである女性として受けた差別の5点を見いだせた。ベアテはこの時弱冠22歳であったが、さまざまな社会や文化に対してグローバルな視野を持ち、博識であった。

(3) 憲法研究会草案との対比

日本の民間草案は約12あったが、国民に目を向けていち早く発表された憲法研究会草案は注目に値する。新たに規定されるべき国民の権利義務として、「言論学術芸術の自由」「労働の義務」「労働に対する報酬の権利」「休息権」「老年疾病の際の生活保障」「男女平等の権利」「民族人種差別の禁止」をあげている。模範とした諸外国憲法は、憲法研究会草案を知らないベアテが模範にした憲法と同じであった。ベアテと憲法研究会が参考にした憲法の条文を表1に示した。ベアテ草案と憲法研究会との条文の共通性を表2に示した。憲法研究会草案はGHQ上級職員から高く評価され、その意識の中には取り入れられていたと考えられた。

(4) ベアテ草案の先進性および限界

ベアテ草案(GHQ第一次案)の先進的な部分と限界の双方の指摘を試みた。

先進的部分として3点あげることができた。第一に、家庭における男女の平等を規定した第18条、長子相続の廃止を規定した第20条では、「家」制度を廃止するだけでなく、民主的な近代家族の実現を図るために、

家族という私的領域におよんで法的規定を行ったこと。第二に、マッカーサー草案としては最終的に削除されたが、第19条の母性保護と非嫡出子差別の禁止、第26条の男女同一価値労働同一賃金は、後に法制化の課題として残ったこと。第三に、第21条、第24条、第25条で「児童」の権利をとりあげ、この時代に子どもを「保護の客体」ではなく「権利の主体者」としてとらえた起草を行っていることである。

次にベアテの限界として2点指摘できた。第一に、第25条に高齢年金の保障を掲げているものの、ベアテ自身も指摘しているように、老人社会福祉に関する条項がないこと。第二に、住居の選択はあるものの、居住権等の居住の権利に関する条項がないことをあげることができた。

引用文献

- ベアテ・シロタ・ゴードン(1995)『1945年のクリスマス—日本国憲法に「男女平等」を書いた女性の自伝—』、柏書房、東京、164
- ケーディス、C.L.(1993)日本国憲法制定におけるアメリカの役割(上)(竹前栄治、岡部史信訳)、法律時報、65(6)、29-34 (Kades, C.L.(1989) The American Role in Rerising Japan's Imperial Constitution, *Polit. Sci. Q., U.S.A.*)
- 岸本幸臣(1996)ハビタットII報告書、日本住宅会議第12回サマーセミナー資料
- 中西 央、小野瀬裕子、草野篤子(1998)日本国憲法第3章人権条項の生成過程(第1報)ベアテ・シロタ・ゴードンによる起草条項を中心として、家政誌、49(11)、1185-1198
- 中山道子(1995)憲法学にとってのもうひとつの“諸個人の結合”あるいは家族について、立教法学、41号、209
- 大石義雄(1956)『世界各国の憲法典』、有信堂、東京、45、49、226-229
- 佐藤達夫(1964)『日本国憲法成立史 第二巻』、有斐閣、東京、733-734、830
- 佐藤達夫(1994)『日本国憲法成立史 第三巻』(佐藤 功補訂)、有斐閣、東京、122、181
- 衆議院事務局(1995)『帝国憲法改正案特別委員会小委員会速記録』、大蔵省印刷局、東京、110-118
- Pharr, S.J.(1992)女性参政権と男女平等を規定した新憲法の制定過程、日米女性ジャーナル、No. 12、3-21
- 鈴木安蔵(1967)『憲法学30年』、評論社、東京、295
- 高田 敏、初宿正典(1997)『ドイツ憲法集 第2版』、信山社、東京、135、137、141、143、146
- 高柳賢三、大友一郎、田中英夫(1972)『日本国憲法制定の過程 I 原文と翻訳』、有斐閣、東京、27-40、105
- 田中英夫(1979)『憲法制定過程覚え書』、有斐閣、東京、16
- 辻村みよ子(1993)憲法24条と夫婦の同権、法律時報、65(12)、42